

自動車リサイクル法引取業・フロン回収業の変更届出の手引き

下表の内容に変更があった場合には、引取業変更届出書(様式第二)又はフロン類回収業変更届出書(様式第四)に変更の内容を記載し、必要な書類を添付の上、変更があった日から30日以内に管轄の保健所(仙台市内又は宮城県外に本社又は事業者の住所がある場合は廃棄物対策課)まで提出してください。

変更事項	添付書類
氏名又は 名称、住所、代表者の氏名	○個人の場合 ①住民票(※1) ②誓約書(要領様式第1 ※3) ③従前の登録通知書 ○法人の場合 ①履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本 ※2) ②誓約書(要領様式第1 ※3) ③従前の登録通知書
事業所の名称、所在地	①誓約書(要領様式第1 ※3) ②従前の登録通知書
申請者が法人の場合 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の氏名	①履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本 ※2) ②誓約書(要領様式第1 ※3) ③従前の登録通知書
申請者が未成年者の場合 法定代理人の氏名、住所 ★法定代理人が法人である場合は、「法人の名称、住所」、「代表者の氏名」	①変更に係る法定代理人の住民票(※1) ②誓約書(要領様式第1 ※3) ③従前の登録通知書
引取業の場合 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	①変更後の使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類(※4) ②誓約書(要領様式第1 ※3) ③従前の登録通知書
フロン回収業の場合 ・回収しようとするフロン類の種類 ・フロン類の回収の用に供する設備の回収能力 ★以下の場合は変更届不要 ・設備の数のみの変更 ・フロン類回収能力の変化を伴わない設備の変更(回収機の更新等)	①フロン類回収設備の所有権(使用する権限)を有することを証する書類(※4) ②フロン類回収設備の種類、数量及びその能力を説明する書類 例)取扱説明書、仕様書、カタログ等 ③誓約書(要領様式第1 ※3) ④従前の登録通知書

次のページに続く

※1 住民票

原本であり、本籍地(外国人の場合は国籍等)の記載がある、発行日から3ヶ月以内のもの。

※2 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)

原本であり、発行日から3ヶ月以内のもの。

※3 誓約書

自動車リサイクル法45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面。
要領様式第1を使用してください。

※4 フロン類回収設備の所有権(使用する権限)を有することを証する書類

以下に示す①または②のいずれかの書類を添付してください。

①所有権を証する書類:購入契約書、領収書、納品書、販売証明書等(コピー可)

②使用する権限を証する書類:借用契約書、共同使用規定書等(コピー可)

※5 フロン類回収設備の種類、数量及びその能力を説明する書類

種類、数量及びその能力が記載された、取扱説明書、仕様書、カタログ等を添付してください(コピー可)。